

文化庁の京都移転をはじめとする政府関係機関の地方移転の実現による地方創生の一層の推進を求める意見書の提出について

文化庁の京都移転をはじめとする政府関係機関の地方移転の実現による地方創生の一層の推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか 4 8 名
自民党市議団，公明党市議団，
民主・都みらい，京都党市議団，
京都維新の会市議団，無所属

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，文部科学大臣，
地方創生担当大臣，文化庁長官 宛て

京 都 市 会 議 長 名

文化庁の京都移転をはじめとする政府関係機関の地方移転の実現による地方創生の一層の推進を求める意見書

戦後の日本では，政治・経済の中心である東京に，人口や本社機能などが一極集中してきたが，社会全体が成熟化する中，我が国は，地方における人口急減・超高齢化という大きな課題に直面している。

これを受けて国では，地方がそれぞれの特徴をいかして魅力ある社会を築き，それを国の発展につなげていく「地方創生」を推進している。

この取組の目玉として，平成 2 7 年 3 月に，政府関係機関の地方移転に取り組むことを掲げ，「文化首都」を目指す京都の文化庁移転の提案を含め，地方からは，4 2 の道府県が合計 6 9 機関の提案を出しており，国の有識者会議などにおいて議論されている。

政府関係機関の地方移転には，地方創生の取組の起爆剤として大いに期待が寄せられているが，一部報道等からは移転するメリットよりも東京圏を離れるデメリットが強調されるなどの消極的な姿勢が，多くの提案自治体から疑問視されている。

現状の東京圏への集積を前提とした議論の中では，一定のデメリットはあったとしても，政府関係機関の地方移転の目的である東京一極集中の是正，地方創生の観点を踏まえれば，日本の将来のために是非とも実現すべき施策である。

よって国におかれては，地方創生の意義を踏まえ，文化庁の京都移転をはじめ，政府関係機関の地方移転の実現による地方創生を一層強力に推進するよう求める。

以上，地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。